鶴見川水系洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）

凡例　浸水継続時間

- 12時間
- 24時間（1日間）
- 72時間（3日間）
- 168時間（1週間）
- 336時間（2週間）

洪水浸水想定区域の指定対象となる洪水予報河川及び水位周知河川　：国土交通省

洪水浸水想定区域の指定の対象となる河川　：神奈川県

河川等範囲

市町村界

区界

鶴見川水系洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）

1　説明文

（1）この図は、鶴見川水系の洪水予報、水位周知区間及び指定の対象となる河川について、水防法の規定に基づき浸水継続時間を表示した図面です。なお、東京都管理区間については参考的に示しております。

（2）この浸水継続時間は、現時点の鶴見川水系の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により鶴見川水系の河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

（3）なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この想定される浸水継続時間が実際の浸水継続時間と異なる場合や、浸水継続時間が明示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。

2　基本事項等

（1）作成主体　国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所
　　神奈川県

（2）公表年月日　下表のとおり

（3）告示番号　下表のとおり

（4）根拠法令　水防法（昭和24年法律第193号）第14条第3項

（5）対象となる洪水予報、水位周知区間及び指定の対象となる河川
　　下表のとおり

（6）算出の前提となる降雨　鶴見川流域の48時間総雨量792mm

（7）関係市　＜神奈川県＞
　　横浜市鶴見区、神奈川区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、
　　川崎市川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、麻生区

■国土交通省関東地方整備局

洪水予報河川

河川	管理者	実施区間	指定年月日／告示番号
鶴見川水系 鶴見川	国土 交通省	左岸：神奈川県横浜市都筑区川向町字南耕地六百九番の一地先の高速道路橋下流端から海まで 右岸：神奈川県横浜市港北区小机町字城取下千七百九十五番地先の高速道路橋下流端から海まで	平成２８年８月２日 国土交通省関東地方整備局告示第264号

水位周知河川

河川	管理者	実施区間	指定年月日／告示番号
鶴見川水系 矢上川	国土 交通省	左岸：神奈川県川崎市幸区矢上から鶴見川合流点まで 右岸：神奈川県横浜市港北区日吉から鶴見川合流点まで	平成２８年８月２日 国土交通省関東地方整備局告示第264号
鶴見川水系 早淵川	国土 交通省	左岸：神奈川県横浜市港北区高田東から鶴見川合流点まで 右岸：神奈川県横浜市港北区新吉田町から鶴見川合流点まで	平成２８年８月２日 国土交通省関東地方整備局告示第264号
鶴見川水系 鳥山川	国土 交通省	左岸：神奈川県横浜市港北区鳥山町から鶴見川合流点まで 右岸：神奈川県横浜市港北区岸根町から鶴見川合流点まで	平成２８年８月２日 国土交通省関東地方整備局告示第264号

■神奈川県

水位周知河川

河川	管理者	実施区間	指定年月日／告示番号
鶴見川水系 鶴見川	神奈川県	左岸：神奈川県川崎市麻生区岡上から 神奈川県横浜市都筑区川向町字南耕地六百九番の一地先の高速道路橋下流端まで（東京都区間を除く） 右岸：神奈川県川崎市麻生区岡上から 神奈川県横浜市港北区小机町字城取下千七百九十五番地先の高速道路橋下流端まで（東京都区間を除く）	平成２８年８月２日 神奈川県告示第367号
鶴見川水系 矢上川	神奈川県	左岸：神奈川県川崎市宮前区梶ヶ谷から 神奈川県川崎市幸区矢上まで 右岸：神奈川県川崎市宮前区梶ヶ谷から 神奈川県横浜市港北区日吉まで	平成２８年８月２日 神奈川県告示第368号

■神奈川県

水位周知河川

河川	管理者	実施区間	指定年月日／告示番号
鶴見川水系 有馬川	神奈川県	左岸：神奈川県川崎市高津区野川から矢上川合流点まで 右岸：神奈川県川崎市高津区久末から矢上川合流点まで	平成２８年８月２日 神奈川県告示第369号
鶴見川水系 早淵川	神奈川県	左岸：神奈川県横浜市青葉区元石川町から 神奈川県横浜市港北区高田東まで 右岸：神奈川県横浜市青葉区元石川町から 神奈川県横浜市港北区新吉田東まで	平成２８年８月２日 神奈川県告示第370号
鶴見川水系 鳥山川	横浜市	左岸：神奈川県横浜市神奈川区羽沢町から 神奈川県横浜市港北区鳥山町まで 右岸：神奈川県横浜市神奈川区羽沢町から 神奈川県横浜市港北区岸根町まで	平成２８年８月２日 神奈川県告示第371号
鶴見川水系 砂田川	横浜市	左岸：神奈川県横浜市神奈川区菅田町から鳥山川合流点まで 右岸：神奈川県横浜市神奈川区菅田町から鳥山川合流点まで	平成２８年８月２日 神奈川県告示第372号
鶴見川水系 大熊川	神奈川県	左岸：神奈川県横浜市都筑区折本町から鶴見川合流点まで 右岸：神奈川県横浜市都筑区折本町から鶴見川合流点まで	平成２８年８月２日 神奈川県告示第373号
鶴見川水系 麻生川	神奈川県	左岸：神奈川県川崎市麻生区上麻生から鶴見川合流点まで 右岸：神奈川県川崎市麻生区上麻生から鶴見川合流点まで	平成２８年８月２日 神奈川県告示第374号
鶴見川水系 恩田川	神奈川県	左岸：神奈川県横浜市青葉区恩田町から鶴見川合流点まで 右岸：神奈川県横浜市緑区長津田町から鶴見川合流点まで	平成２８年８月２日 神奈川県告示第375号
鶴見川水系 梅田川	横浜市	左岸：神奈川県横浜市緑区三保町から恩田川合流点まで 右岸：神奈川県横浜市緑区三保町から恩田川合流点まで	平成２８年８月２日 神奈川県告示第376号
鶴見川水系 真光寺川	神奈川県	左岸：神奈川県川崎市麻生区岡上から鶴見川合流点まで 右岸：神奈川県川崎市麻生区岡上から鶴見川合流点まで	令和元年９月３日 神奈川県告示第175号

※鳥山川、砂田川、梅田川の一部については、河川管理者は横浜市長ですが、法本想定区域の指定は本防法に基づき、神奈川県知事が行うものです。

指定の対象となる河川

河川	管理者	実施区間	指定年月日／告示番号
鶴見川水系 鴨居川	神奈川県	左岸：神奈川県横浜市緑区鴨居から鶴見川合流点まで 右岸：神奈川県横浜市緑区鴨居から鶴見川合流点まで	令和３年１０月６日 神奈川県告示第608号

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)、数値地図25000(地図画像)、電子地形図25000及び電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号　平27情複、第1423号)」